

令和6年6月21日

千葉県報第13949号別冊

監査の結果に係る措置の内容の公表

(定期監査)

千葉県監査委員

目 次

措置内容の公表の概要

1	措置通知提出日	1
2	措置通知機関数	1
3	指摘等結果の措置通知件数	1

第1 定期監査

1 普通会計

その1	健康福祉部医療整備課	2
その2	環境生活部廃棄物指導課	2
その3	葛南土木事務所	3
その4	千葉東高等学校	4
その5	千城台高等学校	4
その6	行徳高等学校	5
その7	沼南高等学校	5
その8	流山南高等学校	6
その9	大網高等学校	7
その10	長生高等学校	7
その11	木更津東高等学校	8
その12	大網白里特別支援学校	9

措置内容の公表の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事等から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、当該措置の内容を公表するものである。

- 1 措置通知提出日 令和6年5月21日から令和6年5月22日までに通知のあったもの
- 2 措置通知機関数
 - (1) 定期監査
ア 普通会計 12機関、13件（指摘事項 3件、注意事項 10件）
- 3 指摘等結果の措置通知件数
 - (1) 定期監査
ア 普通会計
 - (ア) 指摘事項に対する措置（3件）
 - a 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・1件
 - b 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・1件
 - c 不法占用されている財産について、適正な管理を求めたもの・・・・・・・・1件
 - (イ) 注意事項に対する措置（10件）
 - a 個人情報記載された書類の紛失等について、再発防止を求めたもの・・・・・・・・5件
 - b 収入未済の解消を求めたもの・・・・・・・・・・2件
 - c 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・1件
 - d 履修登録事務の誤りについて、再発防止を求めたもの・・・・・・・・・・1件
 - e 生乳への洗浄液の混入について、再発防止を求めたもの・・・・・・・・・・1件

第1 定期監査

1 普通会計

その1

1 監査対象機関 健康福祉部医療整備課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監 査 実 施 年 月 日 令和5年 8月17日
- (3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

貸付金元利収入（保健師等修学資金貸付金返納等）27,975,801円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

当該収入未済については、職員が電話や文書により催告や指導を行い、滞納者の居宅に臨戸訪問を行ったほか、滞納期間が長期にわたる者等を抽出して、弁護士委託による催告や納付相談を行ったことにより、2,269,878円を回収した。

また、千葉県保健師等修学資金貸付条例に基づき返還義務が免除となることを確認した債権など2,478,000円について調定減額の処理を行った。

さらに、平成29年改正前の民法第167条第1項の規定による消滅時効の期間が経過した債権のうち、借受人による消滅時効の援用があった債権2,586,000円について不納欠損処分を行った。

その結果、令和6年3月末時点の当該収入未済の額は20,641,923円となった。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年5月21日

その2

1 監査対象機関 環境生活部廃棄物指導課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監 査 実 施 年 月 日 令和5年 8月23日
- (3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

雑入（行政代執行費用等原因者償還金）1,000,275,362円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

当該収入未済のうち、私債権については、強制執行を視野に入れた裁判手続を進めており、強制徴収公債権については、滞納処分のための財産調査の範囲を広げたことにより判明した新たな財産（預貯金、生命保険、自動車）の差押を行った。また、差押債権の取立や差押不動産の公売手続を進め、換価の促進にも注力した。

この結果、令和4年度末の収入未済額1,000,275,362円に対して、7,688,917円を回収したことにより、令和5年度末の収入未済額は、992,586,445円となった。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年5月22日

その3

1 監査対象機関 葛南土木事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監 査 実 施 年 月 日 令和5年11月14日
- (3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和6年 2月14日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

河川敷地等において、ホームレスによる不法占用、プレジャーボート等の不法係留が認められ、真間川河川敷地において放置車両等が認められた。

不法占用については、占用状況が長期化しており、また、ここ数年接触が図られていないことから、まずは占用者と話し合いを行うなど、解消に向けた取組に努めること。

また、不法係留については、定期的な河川の巡視や、船舶番号から判明した船舶所有者に対し撤去を促し、また、河川法に基づく監督処分や不法行為に対する民事上の請求を検討するなど、解消に向けた取組に努めること。

併せて、真間川河川敷地における放置車両等については、当該状況の把握に努めるとともに、車両番号から判明した所有者に対し撤去を促すなど、解消に向けた取組に努めること。

3 講じた措置の内容

- (1) 高瀬川の不法占用については、生活困窮者としての配慮も必要であることから、船橋市の福祉関係部局と協議の結果、定期的に合同訪問を行うことで合意を得た。

訪問時期については、船橋市と調整の上決定し、占用者に対しては、不法占用物の撤去を求めて引き続き指導していくこととした。

- (2) プレジャーボート等の不法係留については、工事に支障となる船舶等の対応を優先するとともに、主務課と協議の上、不法係留の解消に向けた取組を進めていくこととした。

なお、真間川については、令和6年3月に、県と市川市で今後の取組について協議する方向で話し合いが行われた。

また、令和6年3月に真間川河川区域に不法係留禁止の看板2基を設置した。

- (3) 真間川河川敷地における放置車両等については、令和5年10月の現地確認時、放置車両20台が確認された。

その後の措置については以下のとおり。

ア 令和5年12月の現地確認時にあった放置車両15台に警告書を貼付。

イ 令和6年2月の現地確認の際、放置車両の所有者と現地で遭遇し、今春以降に放置車両8台を撤去する旨回答があった。

ウ 令和6年2月、放置車両を13台確認。

エ 令和6年3月に、調査により所有者が判明した放置車両2台の各所有者に移動撤去を促す文書を送付。

オ 令和6年3月に、真間川河川区域に放置車両禁止の看板1基を設置。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年5月21日

その4

1 監査対象機関 千葉東高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監 査 実 施 年 月 日 令和5年10月31日
- (3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和5年11月22日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

生徒の個人情報に記載された書類を紛失した事例が認められた。

今後は、このような事態を二度と発生させないよう、個人情報に係る書類の厳重な管理について、改めて指導を徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

生徒のテストの得点及び出欠記録が記載されている記録簿を紛失したことが発覚し、職員に呼び掛け、校内各所の捜索を行ったが発見できなかったため、生徒及び保護者へ経緯を説明し謝罪した。

記録簿は、自席の机の引き出しに入れ、施錠し保管していたが、同引き出し内の不要物を処理する際に、十分に不要物を確認せずに処理したことが原因であった。

令和6年5月22日現在、紛失した個人情報が第三者へ渡り、生徒、保護者等に何らかの不利益が生じたとの報告は受けていないものの、個人情報の取扱いについては適正を欠くものであった。

再発防止策として、個人情報に係る書類と不要物を一緒の場所に保管しないこととするとともに不要物を廃棄する際は確認して処理するよう周知徹底した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年5月22日

その5

1 監査対象機関 千城台高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監 査 実 施 年 月 日 令和5年10月31日
- (3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和5年11月22日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

授業料徴収事務において、納付書により収納すべきところ、所属が管理している私費会計口座に振り込ませたことにより、保護者に不要な振込手数料を負担させ、かつ、振り込まれた現金の収納事務を怠っていた事例が認められた。

授業料徴収及び現金収納については内部統制3様式が整備されているものの、組織として内部統制が有効に機能しなかったものであり、全職員に目的や内容の異なる公費と私費に関する現金の取扱いの違いや内部統制制度を周知徹底することで、内部統制体制を整備し、再発防止を図ること。

3 講じた措置の内容

本件は、授業料徴収事務において、納付書により収納すべきところ、所属が管理している私費会計口座に振り込ませたことにより、保護者に不要な振込手数料を負担させ、かつ、振り込まれた現金の収納事務を怠っていたことが原因である。

再発防止策として、全職員で、使用料及び手数料条例、千葉県財務規則、収入事務の手引き等を再度確認し、知識の習熟を図った。

また、内部統制3様式を再確認し、適正な事務処理に努め、校内決裁等においては、複数の職員によるチェックを徹底するなどの措置を講じた。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年5月22日

その6

1 監査対象機関 行徳高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監 査 実 施 年 月 日 令和5年10月31日
- (3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和5年11月22日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

生徒の個人情報に記載された書類を紛失した事例が認められた。

今後は、このような事態を二度と発生させないよう、答案用紙の管理方法や別室での受験対応など、所属として整備した再発防止策の徹底を図ること。

3 講じた措置の内容

本件は、令和5年5月22日に、別室で受験した2学年生徒2名の定期考査の解答用紙がないことを、解答用紙を整理していた教職員が気付き、紛失が発覚したものである。

発覚した当日に、当該生徒及び保護者に事故の経緯を説明し、謝罪するとともに、保護者了解の下、翌日に当該生徒に同じ問題で再試験を実施した。

令和6年5月22日現在、紛失した個人情報が第三者に渡り、生徒及び保護者に何らかの不利益が生じたとの報告は受けていないものの、個人情報の取扱いについては適正を欠くものであった。

再発防止策として、

- (1) 答案管理方法等の見直しを行った。

ア 別室又は保健室受験の際は、試験前に試験監督者が別室用の封筒を用いて問題用紙及び答案用紙を教務室で受領し、試験終了後は試験監督者が答案用紙を封筒に入れて教務室に持参する。

イ 教務担当は試験監督者から答案用紙を受け取ったらすぐに枚数を確認した上で、クラス全体の答案用紙と一緒に綴じ込む。

ウ 定期考査の際、教務担当は2名体制で行われるよう教務主任が事前の確認を徹底する。

- (2) 令和5年5月23日付けで答案管理や別室受験の運用について定めた「令和5年度考査について」という文書により、職員全体に事務手続を周知した。

- (3) 毎回の定期考査において、別室又は保健室受験が出た際の方法を全体で共有するとともに、解答用紙の処理方法について確認を徹底した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年5月22日

その7

1 監査対象機関 沼南高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監 査 実 施 年 月 日 令和5年10月31日
- (3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和5年11月22日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

生徒の個人情報に記載された書類を紛失した事例が認められた。

今後は、このような事態を二度と発生させないよう、答案用紙の管理方法など、所属として整備した再発防止策の徹底を図ること。

3 講じた措置の内容

本件は、定期考査において生徒の答案が所在不明であることが発覚し、校内各所の搜索を行ったが発見できなかった。

令和6年5月22日現在、紛失した個人情報が第三者に渡り、生徒及び保護者に何らかの不利益が生じたとの報告は受けていないものの、個人情報の取扱いについては適正を欠くものであった。

再発防止のために、今後は以下のとおり取り組むこととした。

- (1) 試験監督者は、答案用紙を回収する際、残部の問題用紙と生徒の解答用紙が別々になるよう、考査袋に入れ、保管する。

考査袋の表紙に答案の枚数を確認する記録欄を設け、試験監督者は回収した答案用紙の枚数を記録欄に記録する。

授業担当者は試験監督者から答案用紙を受け取った際に、答案用紙の枚数を確認し、考査袋の表紙に枚数を記録するとともに、残部の問題用紙と生徒の解答用紙が別々になっているかを確認する。

- (2) 授業担当者は、答案用紙が鍵のかかる机に、適正に保管されているか、隣席の教員同士で確認する。
また、考査の採点、転記等の作業終了後、答案の枚数が受験した生徒数と相違がないかを確認する。
- (3) シュレッダー投入口に、「投入前にもう一度確認すること」の注意書きをする。
- (4) 今後、職員会議など様々な場面で不祥事根絶に向けた注意喚起及び事故防止のための職員研修を継続して行う。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年5月22日

その8

1 監査対象機関 流山南高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監 査 実 施 年 月 日 令和5年10月31日
- (3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和5年11月22日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

生徒の個人情報が記載された文書を不必要に掲示し、漏えいを招いた事例が認められた。

今後は、このような事態を二度と発生させないよう、掲示する文書は不特定の者がそこに示された情報を入手できることを前提に取り扱い、個人情報を含む文書には注意を要する旨の表示や、個人情報に係る書類の厳重な管理について、改めて指導を徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

本件は、主に当該職員の個人情報への認識の甘さが原因で発生したものであるが、単なる人為的ミスとして片づけるのではなく、個人情報の保護について、全職員間で情報共有をした。

また、当時の所属長は、個人情報については、慎重かつ確実に取り扱うことを指導した。

当時の所属長、該当学年主任及び当該職員は被害を受けた生徒・保護者全員に対して、対面で謝罪するとともに、当該職員は不適切な文書を掲示したクラスの生徒全員に対して、対面で謝罪し、その様子を管理職（教頭）が確認した。

なお、当該職員に対しては、校長室にて当時の所属長が口頭で厳重注意を行った。

今後の再発防止策として、機密文書は、それを示す記号を文書の上部中央に大きく記載することや、職員の打合せ時に強く機密文書である旨を伝えることを徹底することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年5月22日

その 9

1 監査対象機関 大網高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監 査 実 施 年 月 日 令和5年10月31日
- (3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和5年11月22日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項及び注意事項

イ 内容

(ア) 指摘事項

委託業務の契約について、予算令達がないにも関わらず契約手続を行い、契約締結前に業務着手させていた事例が認められた。

今後は、所要額を正確に見積もった上で予算要求を行うほか、予算が不足する場合には速やかに主務課と協議を行い、予算令達を受けた後に契約を締結し、業務を執行すること。

(イ) 注意事項

飼育している乳牛から搾乳した生乳に洗浄液が混入したことにより、千葉酪農農業協同組合が収集した生乳を廃棄することとなり、県が損害賠償（696,394 円）を行った事例が認められた。

搾乳機の改修や作業工程の可視化等の対策を講じているが、今後は作業手順の遵守を組織として徹底し、再発防止に努めること。

3 講じた措置の内容

(1) 指摘事項

本件は、委託業務の契約について、予算令達がないにもかかわらず契約手続を行い、契約締結前に業務着手させていた事例であり、予算執行の確認不足や前年度予算要求不足が原因である。

再発防止策として、予算額を確実に把握した上で年間契約リストを作成し、予算管理を行うとともに、前年度予算要求時から予算不足にならないように要求を行い、万が一、予算不足となった場合には、早急に主務課との協議を行うこととした。

(2) 注意事項

本件は、当校が飼育している乳牛から搾乳した生乳に洗浄液が混入したことにより、千葉酪農農業協同組合が収集した生乳を廃棄することとなったことから、県が損害賠償を行った事例であり、原因は、作業工程の確認不足による人的ミスである。

再発防止策として、物理的に誤作動が起きないように装置の改修を行うとともに、作業マニュアルの改善を行い、作業手順の再確認を行った。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年5月21日

その 10

1 監査対象機関 長生高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監 査 実 施 年 月 日 令和5年10月31日
- (3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和5年11月22日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

工事請負契約の締結に当たり、契約締結の起案及び支出負担行為伝票の起票が行われたいまま文書による決裁を受けずに、公印を使用し契約書を作成した事例が認められた。

公印の管理及び使用は厳正を期すべきものであることを十分に認識し、使用時には決裁文書等の確認を徹底すること。また、契約手続においては、起案及び支出負担行為伝票の起票を一括して行い、適正な事務手続を確保した上で契約を締結すること。

今後は、このような事態を二度と発生させないよう、業務の進捗管理を徹底し組織として内部統制を機能させるなど、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

本件は、担当者の契約事務に関する理解が不足していたことと、校長・事務長のチェックが不十分であったことが原因である。

再発防止策として、担当者の契約締結における知識や法令の理解を深めさせるとともに、担当者と確認者相互で進捗状況を確認しあうなど、組織としてのチェック体制を強化するよう室員に周知することとした。

また、公印使用の際は、対象文書(契約書等)に必ず根拠となる起案文書、負担行為伝票等を添付し、内部統制「様式 3」フロー図に従い、契約に至るまでの手続に漏れや誤りがないかを確認した上で押印をすることとし、契約手続においては、起案及び支出負担行為伝票の起票を一括して行うことを徹底することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年5月22日

その11

1 監査対象機関 木更津東高等学校

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査

(2) 監 査 実 施 年 月 日 令和5年10月31日

(3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和5年11月22日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

履修登録に係る事務において、システムに科目を誤って登録したことに伴い、数年に渡って誤記載のある書類が生徒の進路先(大学等)へ提出されている事例が認められた。

今後は、このような事態を二度と発生させないよう、システム登録時はもとより、書類の出力時や文書の発送時には適切な確認を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

本件は、成績処理校務支援システムへの科目の登録において、3年生で履修する課程の2科目について、普通(共通)教科・科目に分類すべきところを専門教科・科目に分類したことから、システムにより出力される成績関連書類に誤記載が生じたものであり、教育課程の変更となった最初の対象者である令和元年度3年生から令和4年度3年生まで、4年間に渡り発生している。

令和4年度3年生については、システムから出力した誤った調査書を提出していた大学等に対し謝罪し、調査書の差し替えを行った。

令和3年度以前の卒業生についても、分類のみを誤ったもので、修正前と後の評定平均値に変わりはなく、大学等の推薦基準等には問題がないことを確認している。

再発防止策として、システムへの入力内容について複数の担当者が確認するようチェック体制を見直して強化するとともに、作成された様式を出力し、指導要録担当が必ず出力した用紙を教育課程表と照らし合わせることにした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年5月22日

その12

1 監査対象機関 大網白里特別支援学校

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和5年10月31日

(3) 監査結果報告年月日 令和5年11月22日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

生徒の個人情報に記載された書類を紛失した事例が認められた。

今後は、このような事態を二度と発生させないよう、個人情報に係る書類の厳重な管理について改めて指導を徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

本件は、保健室で保管していた生徒の個人情報が記載された保健調査票を確認、追記のため年度末に保護者に対して返却する過程で紛失したものである。

令和5年4月20日に、1名の保健調査票の紛失が判明し、校内を搜索したが見つからなかったため、保護者へ事故の経緯について説明、謝罪した。

学級担任は、対象生徒の保護者が外国人であることから、直接説明を行い返却しようと考え、自己判断で教室内に保管し、保管場所の共通理解ができていなかったことが原因であった。

令和6年5月21日現在、紛失した個人情報が第三者に渡り、生徒及び保護者に何らかの不利益が生じたとの報告は受けていないものの、個人情報の取扱いについては適正を欠くものであった。

再発防止策として、保護者に対してすぐに返却ができない場合は、管理職に相談し指示を仰ぐとともに、実施時期について学年末等の繁忙期を避け、複数名で回収確認を行い、指定された保管場所へ保管するよう周知徹底した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年5月21日